

常勤役員報酬規程

一般財団法人コンピュータ教育推進センター

（総則）

第1条 一般財団法人コンピュータ教育推進センターに常勤する役員（以下「役員」という。）に対する報酬の支給はこの規程の定めるところによる。

（報酬の決定）

第2条 役員の報酬は年俸とし、理事長が別表に定める役員俸給表に基づきこれを定める。

（報酬の支給方法）

第3条 年俸報酬の12分の1の額を、毎月25日に支給する。ただしその日が休日であるときは、その日にもっとも近い休日でない日に繰り上げて支給する。

（日割計算）

第4条 次の各号の場合は、勤務1日当たりの本給額を日割計算によって支給する。

（1）新たに基本給を受けることになり、またはこれに変更があった場合

（2）役員が退職し、または死亡した場合

2 前項に規定する勤務1日当たりの給与額は、基本給を当該月における日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。

（端数処理）

第5条 第4条の規定による給与計算において、当該月に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

附則 1

この規程の施行日は一般財団法人移行の登記日とする。

附則 1

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則 1

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則 1

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則 1

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則 1

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

別表

号俸	年俸（円）
1	7,086,800
2	7,848,300
3	8,587,800
4	9,305,100
5	9,986,300
6	10,674,300
7	11,509,400